

運転技能検査について

運転技能検査とは

- ・ 運転免許の更新をしようとする75歳以上の高齢者で、一定の違反歴がある方については、運転技能検査を受検し、合格する必要があります。
- ・ 高齢運転者による交通死亡事故は、加齢に伴う運転技能の低下（ハンドル操作等の誤り）に起因するものの割合が高くなっていることから、一定の要件に該当する方（違反歴）を対象に、運転技能検査が導入されました。

運転技能検査の対象となる方

- ・ 運転免許の更新をしようとする75歳以上の高齢者で、一定の違反歴がある方が対象となります。
- ・ 一定の違反歴とは、誕生日の160日前の日から、過去3年間に

①信号無視、②通行区分違反、③通行帯違反等、④速度超過、⑤横断等禁止違反、⑥踏切不停止等・遮断踏切立入、⑦交差点右左折方法違反等、⑧交差点安全進行義務違反等、⑨横断歩行者妨害等、⑩安全運転義務違反、⑪携帯電話使用等

の違反があった方となります。

運転技能検査の内容

- ・ コース内で実際に普通自動車を運転して実施します。
- ・ 走行（発進、信号通過、一時停止、指定速度による走行）、交差点通行（右左折含む）、段差乗り上げについて採点します。



運転技能検査の受検手続き

- ・ 運転技能検査の受検が必要な方は、公安委員会から送付される「高齢者講習等通知書」に記載があります。
- ・ 運転技能検査は自動車教習所で実施しています。お近くの自動車教習所へ直接予約申込をしてください。
- ・ 更新期限が切迫してからでは予約が困難な場合があります。高齢者講習等通知書が届いた方は、認知機能検査、高齢者講習とともに早めの予約をお願いします。（一部の地域では混み合っている自動車教習所があり、予約が取れない場合があります。）
- ・ 運転技能検査を受けるための手数料は、3,550円となります。

検査の結果

- ・ 70点以上（二種免許の方は80点以上）で合格となります。合格するまで何回でも受検できます。
- ・ 受検手数料は検査の都度必要になります。